第17回 国際社会での仕事－法制度整備支援

東京弁護士会会員/創価大学法科大学院教授 本間 佳子 Honma,Yoshiko

1 はじめに

私は、2002年から2004年にかけて国際協力機構(JICA)長期専門家としてカンボジアに赴任して法制度整備支援(民法典・民事訴訟法典起草支援)に携わった。

本稿は、私自身の経験に基づいて、日本の法曹の新しいフィールドとしての「法制度整備支援」を紹介するものである。

2 法制度整備支援

1990年代の終わりころから、共産主義国家の市場経済化を助けるため、あるいは紛争当事国の復興を助けるために、日本のODAとしての法制度整備支援を行う動きが始まった。これまで、カンボジアのほか、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、ネパール、中国などに対する法制度整備支援が行われ、多くの法曹が長期専門家として海外に赴任し、各国で仕事をしている[1)]。

3 筆者の経験したカンボジア法制度整備支援

国際協力機構(JICA)からの働きかけを受けて、日弁連で法制度整備支援に携わる弁護士の人材バンクをつくることになり、1999年9月、「国際司法支援活動弁護士登録制度」が創設された[2)]。私は、創立時の説明会に参加して、初期の登録メンバーの一人になった。2000年夏には、JICAが企画実施した法制度整備支援の人材養成研修を受けた[3)]。そして、2002年2月にカンボジア長期専門家のポストが空くと聞いて応募し、日弁連の推薦を得て、2002年2月から2004年2月までの2年間、長期専門家としてカンボジア司法省に派遣され、「カンボジア重要政策中枢支援『法制度整備』」(以下「カンボジア法制度整備支援プロジェクト」という。)に携わった[4)]。

私が長期専門家としてカンボジアで仕事をしたのは、カンボジア法制度整備支援プロジェクトのフェーズⅠの延長された最後の1年間(2003年3月まで)とフェーズⅡへの橋渡しの1年間(2003年3月から2004年2月)だった。

私が任期前半に行った仕事は、現地で開かれるワークショップ(草案の内容を司法省職員のみならず他省庁やNGOの代表など関係者を招いて説明し、意見聴取するもの)の下準備や実施、週3回ほど行った用語確定会議(草案のクメール語表現を検討して条文案を確定させる作業)への立会いと助言等の日常業務に加え、2002年10月にフン・セン首相や閣僚、各国大使などを招いて草案の紹介のために開かれたナショナルセミナーの準備が重要なものだった。

---

1) 「特集　日弁連の国際司法支援活動」自由と正義2004年9月号。「特集　法整備支援の課題」法律時報(日本評論社)2010年1月号。日本のODAの中での法制度整備支援の位置づけは、外務省ホームページ「技術協力　法制度整備支援に関する基本方針」を参照されたい。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/gijyutsu/houseido.html

2) http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/shienmeibo.html

3) 現在も、JICAの能力強化研修(法整備支援コース)が毎年行われており、2012年度の研修には、弁護士のみならず、法務省、内閣府、国際機関勤務など幅広い法律関係者が研修を受けた。

4) 詳細は、安田(筆者の旧姓)佳子「カンボジア法制度整備支援活動報告」自由と正義2004年9月号。

2003年3月にプロジェクトのフェーズⅠが終了した後は、フェーズⅡのプロジェクト構築を行った。とくに、開設されたばかりの裁判官検察官養成校(日本の司法研修所に匹敵する機関)から要望を聴取し、次期JICAプロジェクトとして開始できるようにカンボジア側の中心者とともに中身を考え、形にすることが重要な仕事だった。

また、任期を通じて、他省庁、他ドナー、国際機関などから寄せられる草案に対するさまざまな意見や要望を受ける現地の窓口となり、それを日本側作業部会に伝え、協議・折衝にあたった。JICA現地事務所や在カンボジア日本大使館の職員の方々とも連携し、外交の世界も体験した。

法案の完成という目に見える結果を出す段階に赴任したため、プレッシャーは強かったが、やりがいも大きかった。カンボジアの裁判官や司法省の担当者とともに、土曜日も返上して懸命に草案完成に向けて仕事をしたことがよい思い出となっている。

同プロジェクトでは、草案の完成後も、現在に至るまで、立法化支援・普及支援・人材育成支援を続けている。2011年12月にはついにカンボジア民法典の適用が開始され、日本のメディアでも大きく取り上げられた。私は、長期専門家としての任期を終えて帰国後、民事訴訟法作業部会の委員となり、また、裁判官検察官養成校に対する支援のアドバイザリーグループの委員として、現在まで活動を継続している[5)]。

4　法制度整備支援に携わった弁護士のキャリアパス

JICA長期専門家として発展途上国に駐在して法制度整備支援の仕事をした弁護士のキャリアパスは必ずしも一様ではない。

長期専門家になる要件として一定の英語力が要求される場合が多いことから、法制度整備支援の任期の前後にいわゆる渉外の仕事に携わる場合が比較的多い。初期のころは、一般民事事務所勤務から法制度整備支援を経て、外資系企業の法務部に入るケースや、渉外事務所勤務から法制度整備支援を経て別の仕事に転身するケースもあったが、近年は、大手渉外事務所から長期専門家として発展途上国へ赴任し、任務終了後も同一事務所に戻る場合が多くみられ、中には、その事務所において赴任した国を中心とするアジア地域の責任者になるケースもある。また、法制度整備支援の専門家を経験した後、JICA職員となるケースもあり、この10年余り間に、法制度整備支援は、「好ましいキャリアパス」として一定の認知を得つつあるように思われる。

5　おわりに

近年急速に法曹人口が増加するとともに、法曹の就職難が深刻な状況になっている。その根本的な打開策は、新しい人材が新たなフィールドに打って出て、法曹の活躍の場を実力で勝ち取っていくことしかない。そして、司法のみならず、立法、行政、研究職を含むあらゆる「法」に関連する職域はすべて法曹のフィールドである。

私は、わが教え子である法科大学院生及び卒業生に対し、「時代はあなたたちに開かれている。ロースクール卒業生で法関連市場を席巻せよ。ありとあらゆる職域に進出せよ。」と檄を飛ばし続けている。

中でも未開拓の広大なフィールドが国際的な舞台である。法整備支援のほか、国際機関での活動など、開拓を待つ“荒野”が大きく広がっている[6)]。

最も大事なことは、人の踏みならした平らな道を歩こうと思わないことである。道のないところに道をつくろうという熱と力がほしい。新しい法曹が社会のあらゆる分野に出て、自ら荒野を開拓し、いい仕事をして、「日本の法曹」の旗を打ち立てて、たなびかせてほしい。私は、そういう熱と力をもった新しい法曹たちとともに未来を開きたいと念願している。

---

5)　本間佳子「法律起草後の課題」法律時報(日本評論社)2010年1月号。
6)　「特集　弁護士が国際機関で働くということ」自由と正義2009年3月号。